

**第20回アジア競技大会競技会場輸送計画（素案）作成等業務委託受託者
企画競争実施要項**

1 業務の内容

(1) 件名

第20回アジア競技大会競技会場輸送計画（素案）作成等業務

(2) 業務の目的

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「本大会」という。）の開催に向けては、国内外から訪れる選手・コーチ等をはじめとする大会関係者及び観客の安全かつ円滑な輸送の確保、交通規制等による県民・市民生活や経済活動への影響を最小限にとどめる交通対策などを今後、計画していく必要がある。

そのため、本業務では、今後予定している輸送計画策定に必要な各競技会場輸送に関する基礎調査及びその他関連する諸調査、輸送ルート案の検討などを実施のうえ、「第20回アジア競技大会競技会場輸送計画（素案）」（以下「輸送計画（素案）」という。）を作成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別添仕様書のとおり

2 契約条件等

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約期間（令和元年度）

契約締結の日から令和2年3月6日（金）までとする。

(3) 契約金額限度額（令和元年度）

17,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、本案件は、改正後の消費税及び地方消費税の税率（10パーセント）を前提に金額を見積もること。）

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会契約規則第30条に該当する場合は全額を免除する。

(5) 契約方法

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を契約金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

(6) 委託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(7) その他

ア 本委託業務は、単年度契約とするが、初年度のプロポーザル発注時において、業務の連続性と関連性の重要度を鑑み、令和元年度から令和3年度年度までの3か年分の業務内容について企画提案及び見積金額を提出すること。

なお、本案件は、改正後の消費税及び地方消費税の税率（10パーセント）を前提に金額を見積もること。

イ 令和2年度以降の業務については、甲は乙と随意契約予定である。ただし、前年度の業務実施状況や当該年度の予算措置の状況等によっては、契約しない場合がある。

ウ 業務期間中に新たに必要と認められた業務については、委託者及び受託者の双方で協議の上、変更契約を行うものとする。

エ 企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることはできない。

なお、各年度の契約金額については、事業計画を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

3 応募資格

応募の有資格者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 平成30・31年度愛知県入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03．役務の提供等」において「営業種目（中分類）07．調査委託」に登録されている者であること、又は令和元年度及び令和2年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 愛知県又は名古屋市から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。

(4) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に

- よる再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 平成26年度以降にスポーツ大会又はイベント等の輸送に関する計画策定経験を有すること。

4 応募方法等

(1) 企画提案に係る提出書類

別紙「企画提案書作成要領」に基づき、以下の書類を提出すること。

- ①企画提案書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③業務実施体制（様式3）
- ④社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）及び添付書類
- ⑤業務提案書（様式任意）
- ⑥支出計画書（経費見積書）

※支出計画書は令和元年度から令和3年度まで各年度分作成し、そのうえで、3か年分の総計がわかるように作成すること。なお、様式は任意とするが、業務内容ごとに細かく区分し、積算根拠を明記すること。

- ⑦その他資料（法人パンフレット等）

(2) 提出部数

各部（正本1部、副本9部）※企画提案書（様式1）は正本のみに添付

(3) 提出期限等

ア 提出期限

令和元年7月26日（金）午後3時まで（必着）

イ 提出先

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号
一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事業課
（愛知県東大手庁舎4階402号室）

ウ 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出すること。

5 事業者説明会の開催

(1) 日時

令和元年7月11日（木）午後4時から

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階404号室

(3) 参加申し込み方法

参加希望者は、令和元年7月9日（火）午後1時までに以下の電子メールへ申し込みの連絡をすること。（E-mail: ainagoc-jigyo@aichi-nagoya2026.org）

また、タイトルは「第20回アジア競技大会競技会場輸送計画（素案）作成等業

務委託事業者説明会参加申込」とし、本文中に、①社名・所属、②参加者氏名（1社2名までとする。）、③連絡先（電話、電子メールアドレス）を記載すること。事業者説明会への出席は応募の必須条件ではないが、可能な限り出席すること。

6 応募に関する問合せ

企画提案の内容に関わる問合せは、5に示す事業者説明会又は電子メール（E-mail：ainagoc-jigyo@aichi-nagoya2026.org）で令和元年7月16日（火）午後1時まで電子メール受け付ける。回答については、事業者説明会において行うとともに、令和元年7月16日（火）午後1時まで受け付けた全ての問い合わせについて、7月18日（木）午後5時までに、下記、組織委員会公式ウェブサイト¹に回答を掲載する。（URL：<https://www.aichi-nagoya2026.org>）

7 審査方法等

（1）審査方法

ア 提出された企画提案書について、組織委員会が設置する、第20回アジア競技大会輸送計画（素案）作成等業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施のうえ選定する。

イ 応募者が5者を超える場合は、組織委員会において書面審査を行い、上位5者をプレゼンテーション及びヒアリングの対象とする。その場合、書面審査の結果は、確定後、速やかに企画提案者全員に通知する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの際に追加資料を配布することは認めない。

（2）プレゼンテーション及びヒアリング（選定委員会）

提出された企画提案書について、選定委員会において審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。プレゼンテーションの日時及び場所については、別途連絡することとする。（令和元年8月上旬）

（3）審査基準

審査は、別に定める審査基準に基づき、提案者の能力及び提案内容の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

（4）結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

（5）その他

書類審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じない。また、異議申し立ては認めない。

8 注意事項

- (1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出、事業者説明会及びプレゼンテーションの出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。
- (3) 提案された企画提案書は、返却しない。
- (4) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (5) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。
- (7) 企画提案は1者あたり1案とする。
- (8) 指定する契約金額限度額を超える支出計画書（経費見積書）の提案があったときは、その者の企画提案は無効とする。
- (9) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、委託者が定める。

9 スケジュール

区分	日付	備考
事業者説明会	7月11日（木）	
企画提案提出期限	26日（金）	
書面審査	29日（月）	必要な場合に実施する。
受託者選定委員会	8月上旬	
契約締結	8月上旬	

10 問い合わせ

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会事業課

担当：佐藤 辰哉

住所：〒460-0001名古屋市中区三の丸三丁目2番1号

電話：052-746-9106

FAX：052-746-9156

E-mail：ainagoc-jigyo@aichi-nagoya2026.org